

徳島大学COCプラス推進機構設置要項

平成27年12月15日

学長制定

(趣旨)

第1条 この要項は、徳島大学COCプラス推進本部設置要項第7条第2項の規定に基づき、徳島大学COCプラス推進機構（以下「推進機構」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 推進機構は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) COCプラス推進本部副本部長
- (2) COCプラス推進本部推進監
- (3) COCプラスプログラム教員会議の委員のうちから選出された者
- (4) 総合教育センターアドミッション部門長
- (5) 総合教育センター教育改革推進部門長
- (6) 総合教育センターキャリア支援部門長
- (7) 各学部の教務委員会委員長
- (8) 研究支援・産官学連携センター長
- (9) その他推進機構が必要と認める者

2 前項第9号の構成員は、推進機構の推薦により学長が命ずる。

(機構長及び副機構長)

第3条 推進機構に機構長及び副機構長を置き、前条第1項第1号の構成員のうちから学長が指名する。

2 機構長は、推進機構を統括する。

3 副機構長は、機構長を補佐する。

(機構会議)

第4条 推進機構に、推進機構の業務に関して必要な事項を審議するため、徳島大学COCプラス推進機構会議（以下「機構会議」という。）を置く。

(機構会議の所掌事項)

第5条 機構会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) とくしま元気印イノベーション人材育成プログラム（以下「プログラム」という。）に関する全学的な事業の推進に関すること。
- (2) とくしま元気印イノベーション人材育成プログラム教育プログラム開発委員会との連携に関すること。
- (3) その他プログラムの実施について必要な事項

(機構会議の組織)

第6条 機構会議は推進機構の構成員をもって組織する。

(議長)

第7条 機構会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

- 2 議長は、機構会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 機構会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第9条 第2条第1項第3号から第8号掲げる委員が会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(COCプラス推進コーディネーター等の出席)

第10条 COCプラス推進コーディネーターは、会議に出席し、議長の求めにより意見を述べるものとする。

- 2 機構会議が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

第11条 推進機構の事務は、研究・社会連携部地域創生課及び学務部において処理する。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、推進機構について必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年12月15日から実施する。